

7 発達に関する相談と各種手続

赤ちゃんや子どもの成長は、身長・体重だけでなく、運動機能やことばの発達、情緒面なども個人差が大きいものです。発育・発達が気になるときは、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

①発育・発達の遅れの心配のあるときは

子どもの発育・子育て相談

子どもの発育・発達について心配なことや、子育ての悩みについて、保健師や言語聴覚士、臨床心理士等がご相談に応じます。発達の確認やお子さんに合わせた適切な対応についてアドバイスをします。必要に応じて専門機関をご紹介します。

〈相談日時〉月曜～金曜(年末年始、祝日を除く)8:30～17:15

言語聴覚士、臨床心理士等相談は予約制で土曜日にも相談日あり

〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1131

療育相談

乳幼児に対しての小児の発育・発達の専門医の診察や指導を受けることができます。また必要な支援機関等の紹介を受けることができます。

〈対象者〉乳幼児健康診査等の結果、運動及び精神機能の発達において、心配のある乳幼児

〈会場〉三条地域振興局 健康福祉環境部(三条保健所)

〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1114

障がい児福祉サービス

サービス名称	対象者	内容
児童発達支援	言葉や発達に遅れ等があり、療育が必要と認められた就学前の児童	親子遊びや集団遊び等を通じて、お子さんの発達を促すための支援や関わり方の助言を行います。
保育所等訪問支援	発達障がい等と診断され、集団生活に専門支援が必要と認められた児童	児童が通っている保育所等に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援や保育士等に助言を行います。
放課後等デイサービス	発達障がい等と診断され、療育の必要があると認められた小学生から高校生	放課後や夏休み等の長期休暇中において、集団生活への適応や生活能力向上のための支援を行います。

〈必要なもの〉診断書・医師の指示書等、マイナンバー

〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1131



②障がいのあるお子さんのために

自立支援医療費(育成医療)の給付

身体に障がい等がある18歳未満の児童が、指定された医療機関で、原則、医療費の1割の負担で治療を受けることができます。ただし、所得制限があります。



〈対象者〉身体に障がいがあり、手術などにより確実に治療効果が期待できると医師に診断された18歳未満の児童

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

自立支援医療費(精神通院)の給付

精神に障がいのある方が、指定された医療機関で、原則、医療費の1割の負担で治療を受けることができます。



〈対象者〉精神に障がいがあり、通院による継続的な精神医療を要する方

〈問合せ〉福祉課 障がい支援係 ☎34-5408

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種の福祉サービスを受ける際に必要な手帳です。

〈対象者〉 身体、聴覚、音声・言語、内部機能等に障がいがあり、障がい程度等級表の1～6級に該当するものと都道府県知事が認めた方

〈問合せ〉 福祉課 障がい支援係 ☎34-5408



療育手帳

知的障がいのある方が、各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。

〈対象者〉 児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方

〈問合せ〉 福祉課 障がい支援係 ☎ 34-5408



精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。

〈対象者〉 精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

〈問合せ〉 福祉課 障がい支援係 ☎34-5408



重度心身障がい者医療費助成

重度の心身障がい者にかかる医療費の自己負担額から次の一部負担金などを差し引いた額が助成されます。ただし、所得制限があります。

〈対象者〉 身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
上記と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受け、市町村が認定した方(遷延性高度意識障害の方)

〈一部負担金〉 ・外来 1回につき 530円(医療機関ごと 月4回を限度)
・入院 1日につき 1,200円 ・訪問看護 1日につき250円

〈必要なもの〉 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(障がい者手帳)、加入保険情報が分かる書類、マイナンバー

〈問合せ〉 福祉課 障がい支援係 ☎34-5408



特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。ただし、所得制限があります。

〈対象者〉 所定の診断書により認定を受けた20歳未満の児童の保護者

〈支給額〉 1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円

〈問合せ〉 福祉課 障がい支援係 ☎34-5408



障害児福祉手当

重度の障がいの状態にあるため、日常生活において在宅で常時の介護を必要とする方に支給されます。

ただし、所得制限があります。

〈対象者〉 所定の診断書により認定を受けた20歳未満の方

〈支給額〉 月額 15,690円

〈問合せ〉 福祉課 障がい支援係 ☎34-5408



特別支援学級

設置学級の種類は知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級、難聴学級、弱視学級です。1学級あたり8人以下を標準として編成し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育、きめ細かい支援を行っています。

また、通常学級との交流及び共同学習を実施しています。必要に応じて、特別支援学級の見学が可能ですので、お気軽に相談ください。

〈問合せ〉 【新1年生】学校教育課 指導担当 ☎45-1112

【在校生】在籍する学校の担任または校長にご相談ください。

特別支援学級、通級指導教室を設置している学校については、ホームページをご覧ください。



通級指導教室

週1、2回程度通級し、専門的な指導を受けることができます。

〈対象者〉 通常の学級に在籍していることば、きこえ、発達の障がい等で支援が必要な児童生徒

〈問合せ〉 教育センター ☎45-1116

特別支援学校就学費補助金

公立の盲・聾・特別支援学校に通学する児童生徒(園児)の保護者の経済的負担を軽減するため、補助金を交付しています。補助額は、年額48,000円です。ただし、年度途中の入学の場合は月割になります。



〈対象者〉 公立の盲・聾・特別支援学校に通学する児童生徒(園児)の保護者

〈問合せ〉 教育総務課 学事係 ☎45-1118

特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。



〈対象者〉 ・市内小中学校及び義務教育学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

・市内小中学校及び義務教育学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者

〈問合せ〉 教育総務課 学事係 ☎45-1118

8 ひとり親家庭のために

ひとり親で育児をされている方に対する支援については、各制度によって対象が異なる場合があります。手続もれのないように、制度をしっかりとチェックしておきましょう。

ひとり親家庭
への支援



ひとり親で子どもを育てる家庭へ

児童扶養手当

父または母や両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進を目的として、次の金額が支給されます。ただし、所得制限があります。



〈対象者〉 18歳になった最初の3月31日に達するまでの児童(政令で定める程度の障がいの状態にある児童については20歳未満)を監護する父または母、または、父または母が監護しない場合において養育する養育者

〈問合せ〉 子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父、母、養育者とそれらの児童等の医療費の自己負担額から次の一部負担金などを差し引いた額が助成されます。ただし、所得制限があります。



〈対象者〉 18歳になった最初の3月31日に達するまでの児童(政令で定める程度の障がいの状態にある児童については20歳未満)を監護する父または母、または、父または母が監護しない場合において養育する養育者とその児童

〈一部負担金〉 ・通院 1日につき 530円(医療機関ごと 月4日まで、5日目以降無料)

・入院 1日につき 1,200円 ・訪問看護 1日につき 250円 ・調剤 一部負担金はいただきません。

〈問合せ〉 子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113